

「平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果等について

国による標記調査のうち、区立小中学校の調査結果等について報告する。

1 暴力行為について

年度	小学校		中学校		合計	
	発生学校数 (発生率)	発生件数 (前年度比)	発生学校数 (発生率)	発生件数 (前年度比)	発生学校数 (発生率)	発生件数 (前年度比)
25 年度	4 (9.5%)	1 2 (-23)	1 2 (52.2%)	3 0 (-24)	1 6 (24.6%)	4 2 (-47)
26 年度	8 (19.0%)	1 8 (+6)	1 4 (60.9%)	5 6 (+26)	2 2 (33.8%)	7 4 (+32)
27 年度	7 (17.1%)	2 4 (+6)	1 7 (73.9%)	9 3 (+37)	2 4 (37.5%)	1 1 7 (+43)
28 年度	6 (14.6%)	3 7 (+13)	1 2 (52.2%)	8 1 (-12)	1 8 (28.1%)	1 1 8 (+1)
29 年度	8 (19.5%)	9 6 (+59)	1 3 (56.5%)	8 6 (+5)	2 1 (32.8%)	1 8 2 (+64)
<参考> 29 都公立 全体	1 8 8 (14.7%)	7 6 0 (+89)	3 0 1 (48.2%)	1, 438 (-234)	4 8 9 (25.6%)	2, 198 (-145)

【主な特徴】

- ・暴力行為の発生件数は、小学校が大幅に増加した。一部の学校において、発達にかかわる課題によって学校生活が落ち着かない児童を中心とした、児童間による暴力行為の件数が大きく増加したことによる。
- ・児童・生徒が暴力行為におよぶ状況としては、発達にかかわる課題があるケース、ふざけ合いが高じたケースが多くなっている。

【今後の主な対応】

- ・教育委員会では、学校が管理職のリーダーシップのもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携を図り、当該児童・生徒の状況に応じた組織的な支援を実施できるよう、指導・助言する。
- ・学校においては、全ての児童・生徒に対し、特別の教科 道徳、学級活動、保健等の学習活動、組織的な生活指導を通して、思いやりの心や互いを認め合う態度、児童・生徒自らの感情をコントロールする力の育成に向けた指導を充実させる。
- ・各学校において、全ての教員が発達にかかわる理解を深めるべく、特別支援教室の教員と連携し、校内における研修を充実させ、児童・生徒の学校への適応を高める取組を行う。

2 いじめについて

年度	小学校			中学校			合計		
	認知学校数 (認知率)	認知件数 (重大事態)	解消件数 (解消率)	認知学校数 (認知率)	認知件数 (重大事態)	解消件数 (解消率)	認知学校数 (認知率)	認知件数 (重大事態)	解消件数 (解消率)
25年度	34 (81.0%)	403 (一)	376 (93.3%)	19 (82.6%)	128 (一)	118 (92.2%)	53 (81.5%)	531 (一)	494 (93.0%)
26年度	39 (92.9%)	358 (0件)	321 (89.7%)	23 (100%)	155 (0件)	136 (87.7%)	62 (95.4%)	513 (0件)	457 (89.1%)
27年度	38 (92.7%)	309 (1件)	285 (92.2%)	20 (87.0%)	175 (0件)	174 (99.4%)	58 (90.6%)	484 (1件)	459 (94.8%)
28年度	41 (100%)	1,463 (0件)	1,303 (89.1%)	23 (100%)	222 (0件)	208 (93.7%)	64 (100%)	1,685 (0件)	1,511 (89.7%)
29年度	41 (100%)	1,782 (0件)	1,628 (91.4%)	21 (91.3%)	232 (0件)	166 (71.6%)	62 (96.9%)	2,014 (0件)	1,794 (89.1%)
〈参考〉 29都公立 全体	1,062 (82.8%)	25,837 (11件)	22,451 (86.9%)	527 (84.3%)	5,017 (14件)	4,382 (87.3%)	1,589 (83.3%)	30,854 (25件)	26,833 (87.0%)

※いじめ解消の判断基準：

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
- ・被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

【主な特徴】

- ・いじめの認知件数は、小・中学校ともに増加している。これは、都公立全体も同じ傾向である。平成28年度に、いじめの認知に係る感度を一層高めることを確認し、例え軽微に思われる事案であっても本人の訴えを受け止めて適切な対応を行うよう徹底を図ったことから件数が大きく増加したが、この対応が継続されていると考える。
- ・中学校は、認知件数に対する解消率が大きく下降した。解消に向けて取組中である66件のうち、1名の加害生徒が複数ケースにかかわっているものが多くある。いずれも、発達による課題から周囲への不適切な言動が断続的に繰り返され、調査時点では解消には至っていなかった。その他、2名の生徒が、加害生徒と被害生徒を互いに入れ替わりながら、いじめが長期化して解消に至らなかったケースもあった。
- ・いじめ発見のきっかけは、「アンケート調査などの学校の取組による発見」が最も多い。各学校では、毎学期アンケートを実施しており、このことが有効に機能している結果ととらえている。

【今後の主な対応】

- ・教育委員会では、管理職や生活指導担当教員等、校内対応をコーディネートする者を対象とした研修の内容を充実させ、学校においては、早期からの組織的な対応、関係機関等との連携による対応等の徹底を図る。
- ・教育委員会では、対応が長期化・複雑化しているケース等について、杉並区いじめ問題対策委員会に報告し、専門的な知見を有する委員からの助言を受け、学校での対応の充実につなげる。
- ・学校においては、早期発見につなげる取組として、アンケート調査以外にも、安心して相談できる体制づくりや校内環境づくりに取り組む。また、役割分担を明確にした早期対応を徹底する。

3 不登校について

年度	小学校			中学校			合計		
	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)	解消件数 (解消率)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)	解消件数 (解消率)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)	解消件数 (解消率)
25年度	34 (81.0%)	87 (0.48%)	19 (21.8%)	23 (100%)	193 (3.03%)	38 (19.6%)	57 (87.7%)	280 (1.14%)	57 (20.3%)
26年度	29 (69.0%)	68 (0.36%)	30 (44.1%)	23 (100%)	201 (3.13%)	49 (24.4%)	52 (80.0%)	269 (1.07%)	79 (29.4%)
27年度	34 (82.9%)	108 (0.57%)	42 (38.9%)	23 (100%)	205 (3.19%)	37 (18.0%)	57 (89.1%)	313 (1.24%)	79 (25.2%)
28年度	39 (95.1%)	108 (0.56%)	23 (21.3%)	23 (100%)	217 (3.35%)	60 (27.6)	62 (96.9%)	325 (1.26%)	83 (25.5%)
29年度	34 (82.9%)	135 (0.68%)	26 (19.3%)	23 (100%)	220 (3.43%)	48 (21.8%)	57 (89.1%)	355 (1.35%)	74 (20.8%)
〈参考〉 29都公立 全体	1,025 (80.0%)	3,226 (0.56%)	827 (25.6%)	609 (97.4%)	8,762 (3.78%)	1,759 (20.1%)	1,634 (85.7%)	11,988 (1.48%)	2,586 (21.6%)

※出現率＝不登校者数÷在籍者数×100

【主な特徴】

- ・小学校では不登校児童数が増加傾向にあり、学年の上昇とともに増加する傾向にある。また、中学校においても不登校生徒数は微増であり、前年度から引き続き不登校状態にある生徒が多く（149人、67.7%）、不登校が長期化する傾向にある。なお、都全体においても、不登校児童・生徒数は増加傾向にある。
- ・不登校の主な要因は、家庭環境（小学校64件・中学校96件）、友人関係（小学校36件・中学校64件）、学業の不振（小学校24件・中学校49件）等であり、本人の不安や無気力の傾向と絡み合って長期化しているケースも多い。

【今後の主な対応】

- ・教育委員会では、不登校児童・生徒の学校復帰を視野に入れつつ、多様な学びの機会を確保するために、さざんかステップアップ教室（適応指導教室）に加え、フリースクール等との意見交換会を実施して情報共有を行い、支援策の検討を行う。
- ・さざんかステップアップ教室では、教室合同スポーツフェスティバルや社会科見学の実施等に加え、平成29年度から1泊2日の宿泊行事を実施しており、人とかかわる様々な機会も有効に活用しながら、不登校児童・生徒の社会的自立を支援する。
- ・学校では、不登校傾向の現れた初期段階から、要因に応じて、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、児童相談所等と連携を図りながら、明確な役割分担のもとに専門性を生かした対応の充実に努める。加えて、きめ細やかな不登校相談を行いながら、ふれあいフレンド事業、さざんかステップアップ教室等も活用して、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実に努める。